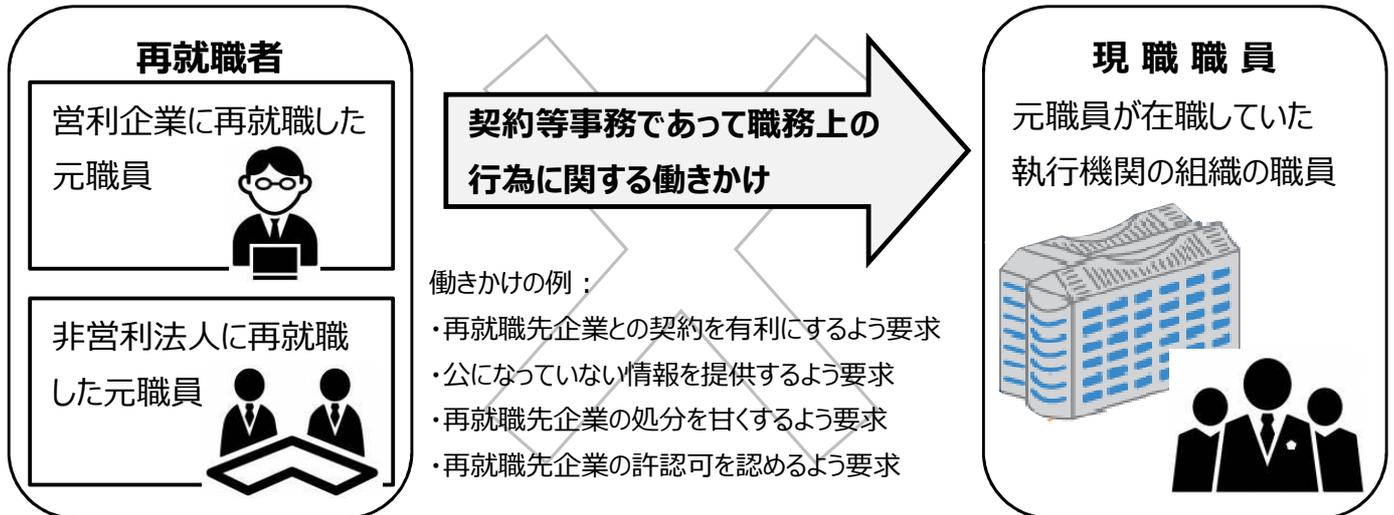


職員の退職管理の適正確保について

沖縄県では、職務を公正に執行し、及び公務に対する県民の信頼を確保するため、営利企業等に再就職した元職員による働きかけを規制するなど、職員の退職管理の適正確保を図っています。

1 再就職者による働きかけの禁止

離職後に営利企業等に再就職した元職員（＝再就職者）は、離職前の職務に関する契約等事務について、職務上の行為をする（しない）ように、要求又は依頼すること（＝働きかけ）が禁止されます。



※ 働きかけを行った再就職者には、10万円以下の過料が科されます。また、現職職員に職務上不正な行為をするよう働きかけを行った場合は、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金が科される場合があります。

在職中のポストや職務内容により、規制される働きかけの対象範囲や規制される期間が異なります。

規制対象	禁止される働きかけの内容	規制期間
全ての再就職者	離職前5年間の職務に関するもの	離職後2年間
	在職中に自ら決定した（最終決裁権者となった）契約・処分に関するもの	期間の定めなし
離職前5年より前に課長級以上の職に就いていた再就職者	当該職についていた時の職務に関するもの	離職後2年間

※ 離職前5年より前に統括監級、課長級の職等に就いていた再就職者については、沖縄県職員の退職管理に関する条例（平成28年沖縄県条例第46号。施行日：平成29年1月1日）に基づき部長等と同様な規制が行われます。

2 再就職者から働きかけがあった場合の措置

現職職員は、職務に関する契約等事務に関し、再就職者から働きかけがあった場合は、遅滞なく人事委員会に届け出なければなりません。

※ 働きかけがあったにもかかわらず、届出を怠った場合は、懲戒処分の対象となる可能性があります。また、働きかけに応じて、職務上不正な行為をした場合は、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金が科される場合があります。

3 再就職情報の届出

課長級以上の職に就いていた職員は、離職後2年以内に営利企業等に再就職した場合は、速やかにこれを任命権者に届け出なければなりません。

※ 当該届出義務は、条例の施行日（平成29年1月1日）以後に離職した再就職者に科されます。